

岡崎市ディスポーザ排水処理システム等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡崎市下水道条例（昭和36年12月15日条例第30号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、ディスポーザ排水処理システム（以下、「システム」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、システムの適正な使用及び維持管理の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 生ごみを破砕するディスポーザ部、ディスポーザ排水と台所排水又は厨房排水を搬送する排水配管部、破砕された生ごみと台所排水又は厨房排水を併せて処理し、汚濁負荷を低減させるとともに生ごみ又は汚泥を貯留する排水処理部で構成されたものをいう。
- (2) 申請者 システムについて、条例第8条に規定する承認を受けようとする者をいう。
- (3) 使用者 システムの使用及び維持管理を行う次の者をいう。
 - ア 独立建築物の所有者又は賃借人
 - イ 賃貸の集合建築物の所有者
 - ウ 分譲の集合建築物の所有者の代表者
- (4) メーカー システムを製造する者をいう。
- (5) 販売店 システム等を販売する者をいう。
- (6) 維持管理業者 公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の認定書に記載されている者と代理店契約を結んでいる者

(設置基準)

第3条 設置するシステムは、下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）」に基づき同協会の製品認証を受けたものでなければならない。

(書類の添付)

第4条 申請者は、岡崎市下水道条例施行規程（平成26年4月1日岡崎市上下水道局管理規程第1号）第4条に規定する排水設備等工事計画承認申請書とディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書に別に定める書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(申請者に対する指導)

第5条 管理者は、条例第8条の規定に基づく承認を行う場合は、申請者に対し次の事項の遵守を求めるものとする。

- (1) 第4条の規定により添付する維持管理計画に従い、システムの適正な使用及び維持管理をすること。
- (2) 維持管理体制に従い、システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを管理者に提出すること。
- (3) システムの維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。

(4) システムの使用及び維持管理に関して、管理者が行なう指導に協力すること。
(使用者に対する指導)

第6条 管理者は、システムの維持管理が適切に行なわれていることを確認するため、必要があると認める場合には、使用者に対し維持管理に関する資料の提出を求めることができる。

2 管理者は、システムの適切な維持管理を確保するため、必要があると認める場合には、立入検査等の措置を講ずることができる。

3 管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者に対しシステムの使用及び維持管理に関する必要な指導を行なうことができる。

(使用者の地位の承継)

第7条 管理者は、条例第8条に規定する承認を行なう場合には、申請者に対しシステムを有する建築物の譲渡等があったときは、当該譲渡等を受けた使用者がシステムの適正な維持管理を行なうべき地位を承継するものであること及び第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを当該使用者に説明しなければならない。

2 申請者又は使用者は、システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを説明し、その理解を得るよう努めなければならない。

(メーカー及び販売店の指導)

第8条 管理者は、メーカー及び販売店がシステムを販売するとき、申請者又は使用者に対し第5条各号に掲げる事項を遵守しなければならないことを説明し、その理解を得るよう指導しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 第3条において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したものと並びに平成27年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、公益社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に基づき評価機関により適合評価を受けたもののうち、管理者が機種承認したものはこの限りでない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

添付書類

1 一般事項に関する書類

- (1) 認定書（写）
- (2) 設置場所案内図
- (3) 建築物配置図
- (4) 工程表
- (5) 施工業者
- (6) 維持管理業者
- (7) 排水設備設計図

ア 建築平面図 イ 排水施設図 ウ 給排水設備図

2 仕様書

- (1) ディスポーザ（粉碎装置）
- (2) 排水処理槽
- (3) 算定根拠（排水処理槽の処理能力）

3 維持管理計画に関する書類

- (1) 維持管理体制
- (2) 処理水質基準
- (3) 点検項目（維持管理、清掃、汚泥処理、水質等）及び頻度

4 その他

- (1) 維持管理業務委託契約書（写）及び維持管理業務委託契約確約書（注1）
- (2) 指定事業者一覧表
- (3) 指定維持管理業者一覧表
- (4) 使用者承継確約書（注2）
- (5) その他公益社団法人日本下水道協会認定における認定内容との適合性を判断するために必要な書類

（注1）「維持管理業務委託契約確約書」とは、申請の際に使用者が確定されていない場合に、使用者が確定されたときに改めて維持管理業務委託契約書（写）を提出することを申請者である建築物に係る開発事業者等が市長に確約するものである。

（注2）「使用者承継確約書」とは、使用者がディスポーザ排水処理システムを有する建築物の譲渡等を行なう場合に、当該譲渡等を受けた使用者に対し、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行なう地位を承継するものであること及びこれに伴いディスポーザ排水処理システム等取扱要綱第5条に示す遵守が求められることを当該譲渡等を受けた使用者に説明し、その理解を得るように努める旨を申請者が市長に確約するものである。

維持管理業務委託契約確約書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

申請者

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、ディスポーザ排水処理システム等設置計画確認申請書の添付書類に記載した維持管理体制に従い、ディスポーザ排水処理システムの維持管理について維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、その契約書の写しを岡崎市長に提出する責務があることを説明し、確実にこのことを遵守させることを確約します。

使用者承継確約書

令和 年 月 日

(宛先) 岡崎市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 (使用者)

住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

私は、ディスポーザ排水処理システムの設置された建築物を第三者に譲渡し、又は貸し付けるときは、当該建築物の譲渡人、賃借人等に対し、当該ディスポーザ排水処理システムの適正な維持管理を行なう地位を承継するものであること及びこれに伴いディスポーザ排水処理システム等取扱要綱第5条の遵守が求められていることを説明し、その理解が得られるように努めることを確約します。